

教育福祉会館のこれまでの利用・運営とリニューアル後の活用・運営（案）

障害者健康福祉専門分科会

R1.10.24(第2回)

資料2-1

これまでの運営体制と今後のあり方に関する参考意見

施設機能	これまで行っていた事業内容と運営体制	現状で必要とされていること 検討委員会, GW等による意見	現地視察から参考に できるもの
福祉センター	<p>1 障害福祉就労支援センター（直営） ア 障害者の就労支援事業（相談、職業能力評価、雇用促進事業(チャレンジドオフィス)） イ 機能訓練、当事者団体や支援団体の活動をサポート</p> <p>2 福祉喫茶 かしわっ葉（行政財産使用許可；障害福祉課所管） ア 障害者の親の会が運営 イ 限定された障害者を雇用</p> <p>3 ボランティアセンター（行政財産使用許可；社会福祉課所管） ア 柏市社会福祉協議会が運営 イ 福祉ボランティア団体の登録、支援</p>	<p>1-(1) 障害者等の社会参加・就労、交流促進 ・障害者、生活困窮者等の自立を支援する取り組みを拡充し、就労訓練から働く場の確保、仕組みづくりを構築 ・従来の当事者団体や支援団体の活動等のサポートに加えひきこもり等福祉サービス等に結びついていない方のゆるやかな居場所づくりと段階的的社会参加の仕組みづくり ・福祉喫茶として、障害者がいろいろな人と関わりができるよう3階へ移設が望ましい</p> <p>福祉喫茶を3階に移設し、1階を中心とする障害者等の社会参加就労促進事業と運動</p> <p>1-(2) 福祉総合相談窓口の設置 ・これまで実施してきた障害者相談を含め様々な相談の出張相談を組み込める体制や仕組みづくり</p> <p>・中間支援組織（あいネット等）による福祉相談機能の整備</p> <p>→1階に福祉総合相談窓口を設置</p> <p>3 ボランティアセンター ・市の機関と地域をつなぐことができる中間支援組織として重要な役割を担うボランティアセンターの館内設置は必要。適した設置場所はどこか検討する必要がある。</p>	<p>○障害者雇用、福祉喫茶 文京区総合福祉センターの障害者カフェは3階に開設予定のカフェ面積（厨房や客席面積）はほぼ同じであり、パン販売やメニュー等も参考となる。</p>
	<p>4 地域福祉センター（指定管理；社会福祉課所管） ア 柏市社会福祉協議会が運営 イ 大会議室と和室を福祉団体へ貸出</p> <p>5 中央老人福祉センター（指定管理；高齢者支援課所管） ア 囲碁、将棋、カラオケ等の個人利用 ウ ボランティア養成事業の実施</p>	<p>4 地域福祉センター ・明確にキャッチフレーズみたいなものを示して市民に対して訴えていかないと利用者も増えない。団体の合同イベント等で広くPRできるといい。 ・中間支援機関の役割が非常に重要であって、そこにどれだけ裁量権があるかっていうことも大変重要ではないか</p> <p>5 中央老人福祉センターフロアのリニューアル後の多目的スペース ・これまで中央老人福祉センターで囲碁、将棋、カラオケをしていた高齢者の居場所 ・高齢者のいきがづくり等を推進するため、高齢者だけではなく若者、子育て世代が参加できる場にする。利用時間の工夫や子育て、障害者、高齢者を融合させ有効活用を考える。 ・スタッフには一定の配慮ができる人の配置や幅広い世代に向けたプログラムづくりが求められる。 ・多目的スペースの運営を委員会（運営組織）に任せる。 ・多目的スペース3には、幼児用おもちゃとか幼児を対象にした本を備え付けたい。 ・高齢者による子供の学習支援の場を設けたら良い。</p>	<p>○多世代交流や子育て支援のイベント ふあみりこらぼやわんぱーくみとのイベントや仕掛けなど参考となるところがある。</p>
中央公民館	<p>6 中央公民館（直営） ア 各会議室 ・利用団体への貸館事業 ・社会教育事業の実施 イ 3階美術サロン</p>	<p>6-(1) 総合受付 ・3階は教育と福祉がまずは蝶番的に役割を果たしながら徐々に全体につながっていく場となり、教育と福祉が融合するモデルとなればよい ・現在、公民館の貸館事業等を実施している3階受付が、館全体の総合受付として様々な情報を発信できる場となると良い。 ・生涯学習活動に関する相談に対応可能な体制整備（生涯学習アドバイザーの配置、生涯学習相談室の設置等） ・ボランティアの育成や地域活動リーダーの養成、活動団体をつなぐ場となればよい。 ・現行の予約期間や優先団体の範囲の見直しも必要（予約システムの見直し）。</p> <p>6-(2) カフェ機能付オープンスペース ・自然に交流を促し、教育と福祉が融合する蝶番的な役割、イメージとなるフロアの活用になるといい ・オープンスペースは自由な空間を基本とし、その上で予告してイベントを企画していくと良い。 ・オープンスペースでは定期的に参加型のイベントを企画すると良い。また情報発信すると良い。 ・ギャラリーに関しては予約方法や使い方について議論する必要がある。 ・幼稚園や学校などの作品を月替わりに展示できるスペースとなればよい。障害者アートなどの展示も有効。 ・オープンスペースやギャラリーで行うイベントを運営する協議会があると良い。 ・利用団体、利用に当たっての団体同士の交流会みたいなものを組織しても良い。</p>	<p>○運営団体 視察した3施設の運営方法。センター等を管理・運営する団体等は一括で管理・運営し、部分的に委託をし、行政の事業への積極的な関わりも重要。</p>

検討委員会等で出された意見を集約した提案内容と運営体制（案）

	今後の活用・運営（案）
1階	<p>→障害者等の社会参加・就労、交流促進：直営（障害福祉課所管）継続を基本とし、可能な範囲で一部事業を委託 ・これまで障害福祉就労支援センターで実施してきた事業をベースに障害者雇用の拡大、ひきこもり等の支援といった社会的課題を解決するために、一般就労へのステップの場としてのチャレンジ雇用の拡大、障害者等の社会参加・自立を支援するための活動の場、3階の喫茶コーナーとも運動可能な仕組みを検討 ・当事者団体や支援団体の活動等をサポートする障害者活動センター、多目的ルームを活用し、多様な社会参加、交流の場を構築。ホームページ等を活用し障害者関係の情報発信を強化</p> <p>→福祉の総合相談：運営主体として中間支援組織に委託することを基本に行政が主体となり各相談機関との運動システムを検討 ・運営主体については、現在ウエルネス柏で総合相談を行っている「あいネット」と各地域の近隣センターの一部にいきいきセンターを設置している「社会福祉協議会」を軸とする。 ・各相談機関（障害：地域生活支援拠点、高齢：地域包括支援センター、若者：かしわ地域若者サポートセンターなど）の出張相談を組み込む。 ・各相談機関とのネットワーク化・連携会議の開催 ・相談者がどこに相談しても、きめ細かいネットワーク網で適切な支援につなげる。</p>
	<p>→地域福祉センター：仕掛け作りをする中間支援組織を事業者として考える ・現在同じ階の中央老人福祉センターと地域福祉センターともに指定管理者となっている社会福祉協議会などが地域人材の育成や地域課題の解決のための仕掛けづくり、部屋の貸し出しなどを運営する事業者として考える。 ・現在の官民協働検討委員会のメンバー等も今後の運営に何らかの形で関わってもらう方法なども考えた方がよい。</p>
2階	<p>→多目的スペース：仕掛けづくりをする中間支援組織を事業者として考える ・中央老人福祉センターのままだと60歳以上しか利用できない規定があるため、地域福祉センターとし、官民が連携して下記のような場、活用等の仕掛けづくりに関われる事業者を考える。 ・高齢者等の力を活かすみんながつながる場 ・子育て世代、若者が集えるスペース活用方法 ・多目的、多世代利用、中間支援機能、運営体制 ・多彩な主体、利用者をつなげるため、何かを呼び込むための政策的、戦略的仕掛けづくり</p>
3～5階	<p>→総合受付＆ボランティアセンター：直営を基本とし、ボランティアセンターを総合受付事務所に配置し、教育福祉会館として一体的な運営とする。 ・館として一体的な運営を考えるなら、1階にあったボランティアセンターが総合受付のある3階に上がり、ボランティア人材を育成する部分と生涯学習事業による地域人材を育成する生涯学習コーディネーターが運営事務室で共存・連携し、市が一体的な運営を考えていった方がよい。 ・中間支援機関の役割が非常に重要であり、2階の地域福祉センター部分で様々な仕掛けづくりをする運営者とも一体的な関わりなども考えた方がよい。 ・令和3年1月リニューアルオープンとなると年度途中なので段階的な運営スタイル、委託を考える必要がある。 ・現行の予約期間や優先団体の範囲などの見直し(予約システム等)利用しやすい環境を検討する必要がある。</p> <p>→カフェ機能付オープンスペース：総合受付と運動し直営を基本とし、運営委員会方式を取る。 ・3階は様々な世代が集い交流する自由なフロアを目指し、様々な交流イベントを実施する。 ・館内全ての情報（施設・催し物など）を集約し、発信できる総合受付窓口と運動し運営する。 ・オープンスペースやギャラリーでの様々なイベントを企画運営する組織を構築する。 ・現在の官民協働検討委員会等のメンバー等が今後の運営に何らかの形で関わってもらう。</p> <p>→福祉喫茶（1階から3階へ移動）：直営を基本とし、一部障害福祉事業等へ委託 ・障害者雇用の拡大や特別支援学校等の研修受入、障害者手帳をもたない方等も何らかの形で関われるようにするには直営を基本とした方がよい。 ・福祉事業所の販売の場、展示、常設の場（学校を含め） ・障害者等による社会参加の機会の創出 ・障害者、生活困窮者等の就労訓練から、ボランティア等の一歩前進できる環境 ・自然にふらりと立ち寄れる場所、多くの人も交流できる場</p>